

## 配食事業者等の募集・選定に関するチェックリスト（例）

- 都道府県等域において配食サービスを実施可能な区域の範囲
- 1食（1日）当たりの費用（食材費、配送費等）  
※1食（1日）当たりの委託料（都道府県等から配送事業者等に支払う費用）は都道府県等が設定
- 食事提供能力（提供可能な食数、日数、時間帯）  
※自宅療養の性格上、祝休日を含め、提供することが必要
- 提供可能な食事内容（アレルギー食など特別の配慮を要する場合への対応や栄養素等に配慮した献立を含む）
- 使用する容器（使い捨て食器が前提）
- 配食サービスが開始可能となる時期
- 利用者負担（料金）の支払方法（キャッシュレス決済、口座振込・振替等）
- 配送の方法（食事提供者と配送者が同一か、指定時間での配送可否）
- 配送に当たっての感染症対策（マスク着用、手指衛生）
- 配送先（自宅軽症者等）に係る個人情報保護の徹底
- 必要に応じ、フォローアップ担当（保健所）に連絡を取れる体制

※このほか、配食事業の実施に当たって一般的に求められる事項（食品衛生法等に基づく営業許可・届出の有無をはじめ、食品衛生法、栄養士法、調理師法などの関係法令の遵守、衛生管理、献立等）については、満たしていることが前提（事業の実施実績で判断すれば足る）